

日本ユング心理学会「認定心理療法士」出願要件

平成 24 年 4 月 1 日発効

<基礎条件>

1. 日本ユング心理学研究所における「ユング心理学基礎課程」(以下、「基礎資格」と呼ぶ)¹を修了し、かつ出願の時点で、臨床心理士の資格取得後常勤として5年以上の心理臨床経験²、または、精神保健指定医・関連諸学会認定医の資格³を有すること

<資格取得条件>

1. 本学会認定心理療法士および本学会資格研修委員会によって承認された者との150時間の個人分析⁴
2. 本学会認定心理療法士および本学会資格研修委員会によって承認された者との50時間の個人SV
3. 日本ユング心理学研究所主催のセミナーの受講ポイントを計30ポイント
4. 日本ユング心理学研究所主催のグループ・スーパーヴィジョンに60セッション以上参加し、最低5回のケース発表を行うこと
5. 本学会資格研修委員会に言語連想検査のレポートの提出し受理されていること

1～5の条件を満たした上で、

6. 本学会資格研修委員会の定めるケース試験を受け合格すること(ケース試験は、上記2の個人SVを受けたケースのうち、2ケースについて16,000～20,000字のケース・レポートを作成し提出の上、主たる試験官が選んだそのうち一つのケースに関して口頭で行われる)

この時点で志願者は出願資格を得て、以下の書類を本学会資格研修委員会宛に提出する。

<提出書類>

1. 申請書(学会所定の書式)
2. 履歴書(学会所定の書式)
3. 職歴・職務内容証明書
4. ユング心理学基礎課程修了証写
5. 臨床心理士IDカード写、または、精神保健指定医証明書写・関連諸学会認定医証明書写
6. 個人分析時間数の証明書
7. 個人SV時間数の証明書

<審査料>

1. 言語連想検査のレポート査読料として 10,000 円
2. ケース試験の審査料として 30,000 円
3. 日本ユング心理学会「認定心理療法士」出願時に書類審査料として 20,000 円⁵。

<付加規定>

1. この資格取得をもって、日本ユング心理学研究所のユング派分析家訓練課程における中間試験合格と同等とみなし、「トレーニング・プログラムのための規定集」（以下、「規定集」）に定められた手続きを経れば、資格候補生課程への編入が可能となる。
2. この資格をもって IAAP（国際分析心理学会）に入会することはできないが、IAAP の大会には、日本ユング心理学研究所の「候補生」として参加できる。

*** 本学会「認定心理療法士」資格に関する問い合わせは、AJAJ 事務局ではなく、本学会事務局まで、E メールかファックスでお願いします。**

日本ユング心理学会（JAJP）事務局

E-mail: office@jajp-jung.info

Fax: 06-7632-4221

-
- 1 日本ユング心理学研究所「聴講生のためのガイドライン」を参照。
 - 2 複数の勤務場所であっても、1 日の勤務時間が 4 時間以上で、かつ 1 週間に 3 日以上勤務する場合は、常勤と同等と見なし年月を計算する。それ以外の場合は常勤者の 5 割として計算する。
 - 3 なお、精神科医としての 6 年以上の臨床経験を職歴・職務内容証明書で証することができる場合はこの限りではない。
 - 4 ユング派分析家取得を目指す者については、「規定集」の「3. 3 個人分析」を参照のこと。
 - 5 審査に合格した後、「認定心理療法士」として登録する際には、別途登録料 30,000 円が必要である。